

大田区子どもの生活実態に関するアンケート調査報告書

令和3年3月

大田区福祉部福祉管理課

目 次

調査の背景と調査設計	1
(1) 調査の背景	3
(2) 調査の目的	3
(3) 調査設計	3
(4) 報告書の構成	4
第1部 子どもの生活実態調査	5
1. 調査の概要	7
(1) 実施状況	7
(2) 回収状況	7
(3) 集計結果の表示方法	8
(4) 生活困難層の定義	9
2. 調査結果（保護者票）	10
(1) 回答者の属性・世帯のこと	10
(2) 就業のこと	14
(3) 子どもの成長・教育のこと	20
(4) 健康・医療に関すること	23
(5) 子育ての費用・家計の状況に関すること	32
(6) 子どもとの関わりに関すること	39
(7) 生活の様子に関すること	53
(8) 過去の経験に関すること	81
(9) 公的支援の利用に関すること	86
3. 調査結果（子ども票）	125
(1) 属性・家庭環境に関すること	125
(2) 友だちとの関係に関すること	136
(3) 放課後の過ごし方など普段の生活のこと	140
(4) 食事や健康に関すること	173
(5) 学校のことや勉強のこと	179
(6) 将来の夢に関すること	196
(7) 普段考えていること	198
(8) 自由記述について	223

第2部	ひとり親家庭の生活実態に関する調査	229
1.	調査の概要	231
(1)	実施状況	231
(2)	回収状況	231
(3)	集計結果の表示方法	231
2.	調査結果	232
(1)	回答者の属性・世帯に関すること	232
(2)	子ども・子育てのこと	238
(3)	就業に関すること	243
(4)	健康に関すること	247
(5)	資格に関すること	250
(6)	子どものこと	253
(7)	悩み事・相談相手等に関すること	262
(8)	家庭の経済状況に関すること	268
(9)	保護者の過去の経験等に関すること	279
(10)	各種支援制度に関すること	283
第3部	おおた 子どもの生活応援プランに関する活動状況等調査	293
1.	調査の概要	295
(1)	実施状況	295
(2)	回収状況	295
(3)	集計結果の表示方法	295
2.	調査結果	296
(1)	おおた 子どもの生活応援プランに関すること	296
(2)	団体情報	299
(3)	活動・取組のテーマ・領域	301
(4)	子どもの生活応援に関連する活動個票	303
(5)	子どもの生活応援などに関する活動状況	312
(6)	子どもの生活応援に関する検討状況	314
(7)	自由記述について	315

参考資料	319
1. 調査票	321
(1) 子どもの生活実態調査（保護者票）	323
(2) 子どもの生活実態調査（子ども票）	339
(3) ひとり親家庭の生活実態に関する調査	351
(4) おおた 子どもの生活応援プランに関する活動状況等調査	367
2. 集計表	379
(1) 子どもの生活実態調査（保護者票）	381
(2) 子どもの生活実態調査（子ども票）	410
(3) ひとり親家庭の生活実態に関する調査	431
(4) おおた 子どもの生活応援プランに関する活動状況等調査	458
3. おおた 子どもの生活応援プランに関する活動状況等調査個票	467

調査の背景と調査設計

調査の背景と調査設計

(1)調査の背景

国の「2019年国民生活基礎調査」によると、子どもの貧困率は13.5%（2018年の所得）となっており、日本全国の子どもの約7人に1人が貧困状態にあると推計されている。国では、「いわゆる貧困の連鎖によって、子供たちの将来が閉ざされることは決してあってはならないとの決意」の下、平成25年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（平成25年法律第64号）が成立し、平成26年8月に「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定された。

さらに、令和元年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」（令和元年法律第41号）が成立した。改正後の法律では、目的として、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの「将来」だけでなく「現在」の生活等に向けても子どもの貧困対策を総合的に推進することが明記されるとともに、基本理念として、子どもの最善の利益が優先考慮されること、貧困の背景に様々な社会的要因があること等が明記された。また、市区町村が子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努める旨が規定された。これを受け、子どもの貧困対策を総合的に推進するために、令和元年11月に新たな「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定された。

大田区においては、子どもの貧困に関するこれらの状況を受け止め、平成29年3月に「おおた 子どもの生活応援プラン（大田区子どもの貧困対策に関する計画）」を策定し、「経験・学力」「生活・健康」「居場所・包摂」の3つの柱に基づく様々な取組を推進してきた。

(2)調査の目的

「おおた 子どもの生活応援プラン（大田区子どもの貧困対策に関する計画）」は、令和4年3月に計画期間が終了することから、次期の計画策定に向けた基礎資料として、区の子どもの貧困対策に関する現状を把握するための実態調査・分析をすることが本調査の第一の目的である。

なお、調査を実施した令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大という社会的背景があり、「子どもの貧困」の状況や、子ども本人およびその養育環境に対して大きな影響を及ぼしていることが想定されたことから、区における新型コロナウイルス感染症拡大による子どもへの影響を即時的に把握することを第二の目的として、関連する質問項目を設定した。

(3)調査設計

本調査では、以下の①～③に示す3種類の調査を、令和2年9月から10月にかけて実施した。なお、本調査の実施は、株式会社浜銀総合研究所に委託し、阿部彩氏（東京都立大学教授兼子ども・若者貧困研究センター長）の監修のもと実施した。

① 子どもの生活実態調査

「子どもの生活実態調査」は、平成28年度に実施した子どもの生活実態調査との経年比較が可能となるよう、大田区内の区立小学校（59校）に在籍する小学5年生の児童（子ども自身の自記式調査を行

うための最小年齢と考えられる小学校高学年のうち、他自治体と比較可能な学年)とその保護者を対象とした。

② ひとり親家庭の生活実態に関する調査

「ひとり親家庭の生活実態に関する調査」は、厚生労働省の国民生活基礎調査において、子どもがいる現役世帯のうち大人が1人の世帯について相対的貧困率が高いことを踏まえ、ひとり親家庭の子どもの状況をより詳細に把握するために実施した。調査の対象は、児童育成手当の受給世帯のうち無作為に抽出した2,000世帯とした。児童育成手当の受給世帯全体が対象であるため、0歳から18歳までの子どもが少なくとも一人いる世帯が対象であるが、それ以外の年齢の子どもがいる場合も含まれている。また、子どもの年齢が幅広いため、子どもの自記式とはせず、保護者による記入とした。

③ おおた 子どもの生活応援プランに関する活動状況等調査

「おおた 子どもの生活応援プランに関する活動状況等調査」は、「おおた 子どもの生活応援プラン」が子どもの貧困を地域共通の課題と捉え区民との連携を推進しているため、子どもの貧困対策の視点から区民活動に関する状況を把握することを目的とする。調査対象を、大田区区民活動情報サイト登録団体（自治会・町会を除く）、大田区社会福祉法人協議会参加法人とした。

(4)報告書の構成

本報告書は、第1部、第2部、第3部から構成されている。第1部では、子どもの生活実態調査について、保護者票・子ども票の調査票の設問順に報告する。第2部では、ひとり親家庭の生活実態に関する調査の集計結果を調査票設問順に報告する。第3部では、おおた 子どもの生活応援プランに関する活動状況等調査の集計結果を報告する。

なお、報告書の末尾に参考資料として、各調査の調査票と、調査票全設問の単純集計表、子どもの生活実態調査の生活困難層・非生活困難層別のクロス集計表、おおた 子どもの生活応援プランに関する活動状況等調査の活動個票を掲載した。